目　次

はじめに …… 1

Ⅰ　令和５年度自己点検・評価の対象 …… 2

【大項目１】 教育委員会の活動 …… 2

【大項目２】 教育委員会が管理・執行する事務 …… 2

【大項目３】 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 …… 3

令和５年度富士市教育委員会グランドデザイン …… 4

Ⅱ　自己点検・評価シート …… 5

【大項目１】 教育委員会の活動 …… 6

【大項目２】 教育委員会が管理・執行する事務 …… 8

【大項目３】 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 …… 11

《方針１》　明日を拓く人材を育成する教育基盤の推進 …… 12

《方針２》　学びを楽しみ、輝く子どもの姿を実現する学校教育 …… 19

《方針３》　生涯にわたって学び続ける「ふじの人」の育成 …… 29

令和５年度に実施したその他の重要な取組 …… 33

Ⅲ　外部有識者による意見 …… 35

Ⅳ　評価を終えて …… 44

Ⅴ　用語解説　（＊がついた用語） …… 45

はじめに

本市教育委員会では、平成 20 年４月施行の改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律*(下記)に則り、教育委員会の活動や教育施策について自己点検・評価*及び有識者による外部評価を行い、平成 20 年 11 月に最初の報告書を市議会に提出した。平成 21 年度からは、自己点検・評価の結果を教育委員会の活動や教育施策に反映するため、時期を早めて９月市議会への提出を実施してきた。

17 回目となる今回の点検・評価は、令和４年３月に策定した「第二次富士市教育振興基本計画*　前期実施計画」の２年目となる令和５年度事業の点検・評価となる。

本市教育委員会の自己点検・評価は、その対象を以下の３つに分けて行うこととする。

【大項目１】教育委員会の活動
【大項目２】教育委員会が管理・執行する事務
【大項目３】教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律　（抜粋）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）
第 26 条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第４項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

Ⅰ　令和５年度自己点検・評価の対象

【大項目1】教育委員会の活動

本市教育委員会は、毎月 20 日を基準日に、月１回の教育委員会会議定例会及び必要に応じて臨時会を開催している。その中で、教育委員会会議の運営、情報発信、事務局との連携等を点検・評価の対象とした。

令和５年度に事務局で計画した教育委員研修*は、市長・副市長との意見交換会、小中学校の授業参観と「教育委員と語る会*」、有識者による講演会等である。これら教育委員の自己研鑽についても点検・評価の対象とした。

【大項目１】は、Ａ、Ｂ★、Ｂ、Ｃによる達成度の評価を行った。

【大項目2】教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理・執行する事務は、昭和 41 年に制定された富士市教育委員会規則第３号「教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則」第２条に規定されている。ここでは、教育長に委任できない事務として示されている以下の 17 項目を点検・評価の対象とする。

①教育行政に関する一般方針を定めること。
②学校その他教育機関の設置及び廃止を決定し、並びにその敷地を選定すること。
③教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免を行うこと。
④県費負担教職員*である校長、副校長及び教頭の任免並びに県費負担教職員の懲戒について内申すること。
⑤県費負担教職員の服務の監督の一般方針を定めること。
⑥人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
⑦校長、副校長、教頭、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
⑧１件１億円以上の工事の計画を策定すること。
⑨教育委員会の規則、規程等を制定し、及び改廃すること。
⑩教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うこと。
⑪教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。
⑫教育委員会の所管に属する各種委員会の委員の任命又は委嘱に関すること。
⑬児童及び生徒の就学すべき学校の区域を設定し、及び変更すること。
⑭文化財の指定に関すること。
⑮教育文化スポーツ奨励賞の受賞者を決定すること。
⑯教科書の採択に関すること。
⑰その他

【大項目２】は、教育委員会会議議決案件及び報告案件について、内容の種別ごとに件数を集計したものであるため、達成度の評価は行わない。

【大項目３】教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務については、年度当初（４月）に、単年度計画である「令和５年度　富士市の教育行政」として示している事業内容を点検・評価の対象とした。

本市教育委員会では、平成23年度から実施してきた「富士市教育振興基本計画」の積み上げを十分に生かしつつ、第六次富士市総合計画との整合性を図り、本市の教育全般に係る教育の目指すべき姿と施策の方向性を総括的な計画とするため、「第二次富士市教育振興基本計画」を策定し、「明日を拓く　輝く「ふじの人」づくり」を基本目標に掲げ、令和４年度から、計画に基づいた施策・事業を推進している。

従って、第二次富士市教育振興基本計画の２年目となった令和５年度について、以下、第二次教育振興基本計画で定めた以下の３つの方針のもと実施した教育委員会所管の事業内容の自己点検・評価を行った。

方針１　明日を拓く人材を育成する教育基盤の推進
方針２　学びを楽しみ、輝く子どもの姿を実現する学校教育
方針３　生涯にわたって学び続ける「ふじの人」の育成

上記方針のもと、施策の柱やそこに含まれる各施策等、教育委員会の目指す方向性や全体像を、次項の「令和５年度　富士市教育委員会グランドデザイン」にまとめ、各施策の実施を図ってきた。

【大項目３】は、Ａ、Ｂ★、Ｂ、Ｃによる達成度の評価を行った。

なお、施策として示されているもの以外に重点的に取り組んだ内容がある場合は、「令和５年度に実施したその他の重要な取組」に、その事業内容の詳細を記述にて紹介する。